

令和3年10月18日

保護者様

裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱い変更について

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なる御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まりつつある状況において、本日、静岡県の新型コロナウイルス警戒レベルが「3」になりました。これは、国の感染警戒区分の「ステージ1」に相当します。それに伴い、静岡県からは文部科学省から示されている『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』における地域の感染レベルが「1」になった旨、発表がありました。

よって、令和3年8月下旬にお知らせしました、「新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱い」について、以下のとおり変更いたします。

記

1 変更内容

(同居する家族に発熱等の症状がある場合)

【今までの対応】(国レベル2または3の場合)

当該児童生徒を「出席停止」とします。なお、出席停止の期間は同居する家族の発熱等の症状が治まるまでとします。

【変更後の対応】(国レベル1の場合)

症状が出ている人の状況(直近2週間の行動等)を聞き取り、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、当該児童生徒を(早退させ)「出席停止」とします。

2 その他

上記以外については、令和3年8月下旬にお知らせしました、「新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱い」から変更はありません。